

副市長レビュー（春）調書

1 部局名 (課名)	健康福祉部 (障害保健福祉課)
2 協議事項 (案件名)	基幹相談支援事業所の設置及び委託相談支援事業所の再編について
3 背景・現状	<ul style="list-style-type: none">・現在の相談業務は、地域の委託相談支援事業所等にて生活面からサービス利用調整までの全般的な相談支援、また特定相談支援事業所にてサービス利用計画の立案を中心とした計画相談支援を行っている。・委託相談支援事業所は、現在 15 箇所で開催しているが、障害の重度化・重複化や家族の高齢化等により相談内容が多様化・困難化し、より専門的な支援体制の整備が急務な状況。・基幹相談支援事業所は、委託相談支援事業所等へのスーパーバイズ（専門的な助言）機能を担うものであり、第 2 次浜松市障がい者計画及び第 4 期浜松市障がい福祉実施計画において、計画最終年度の平成 29 年度までの設置としたが、委託相談支援事業所や関係団体との協議に時間を要した。・委託相談事業所への相談のうち困難ケースの相談が全体数の半分以上を占める。
4 検討経過・課題	<ul style="list-style-type: none">・基幹相談支援事業所は、委託相談事業所への専門的な指導・監督・助言に加え、「親亡き後」を見据えた地域生活支援コーディネート、事業所相談員の人材育成、虐待防止支援や成年後見の利用促進など権利擁護事業を総合的に担うことが必要。・このため生活を地域で支えるサービスの構築を行う「地域生活支援拠点等」の体制整備と相談支援体制の強化を図る「基幹相談支援事業所」の設置を同時に行う。・委託相談事業所の集約による相談体制の整備

<p>5-1 方向性の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度に市内に 1 箇所、基幹相談支援事業所を設置 (計画：29 年度) ・平成 30 年度に「地域生活支援拠点等」を設置 (計画：29 年度) ・平成 31 年度に委託相談支援事業所を再編予定 	
<p>5-2 論点 方向性の決定 に向け議論 する事項</p>	<p>「基幹相談支援事業所」と「地域生活支援拠点体制」を平成 30 年度に同時期に整備することについて</p>	
<p>6 結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■提案どおり進める <input type="checkbox"/>サマーレビューで審議 <input type="checkbox"/>提案内容を一部見直して進める <input type="checkbox"/>再度、調査研究等を行い検討 <input type="checkbox"/>その他 	<p>具体的内容</p>
<p>7 その他</p>		